

指定居宅サービス事業者及び第1号訪問事業指定事業者の指定の取消しについて

令和2年1月10日（金）

泉南市 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者担当 電 話 072-493-2023 F A X 072-462-7780
--

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者及び第1号訪問事業指定事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 合同会社 HOPE
- (2) 代表者 代表社員 高宮 礼子（たかみや れいこ）
- (3) 所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ヘルパーステーション つどい（訪問介護、第1号訪問事業）
- (2) 申請所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号
- (3) 指定年月日 平成29年10月1日（訪問介護）
平成29年10月1日（第1号訪問事業）
- (4) 介護保険事業者番号 2775601681

3 指定取消年月日 令和2年1月10日

4 指定取消の理由

① 不正の手段による指定申請

【介護保険法第77条第1項第9号】

訪問介護において、新規指定申請時にヘルパーステーションつどいの従業員として勤務する見込みのない者を、常勤の介護職員として申請書類に記載し、実際には指定基準の要件である常勤換算方法で2.5以上を満たす見込みがないのに、これがあるかのように装い、もって、不正の手段により指定を受けた。

② 不正請求

【介護保険法第77条第1項第6号】

ア 平成29年10月から平成29年12月までの期間（平成29年10月1日等）に、利用者に対する訪問介護において、勤務実態のない従業員の名前を記載した虚偽のサービス提供記録を作成し、そのサービス提供記録に基づき介護給付費を請求した。

【介護保険法第115条の45の9第1項第2号】

イ 第1号訪問事業において、平成30年5月から平成30年11月までの期間（平成30年5月5日等）に、同居家族のサービス提供を禁止されていると知りながら、従業員が、その同居家族である利用者に提供したサービスにつき、介護給付費を請求した。

③ 虚偽報告

【介護保険法第77条第1項第7号】

訪問介護において、令和元年9月20日に実施したヘルパーステーションつどいへの立ち入り監査（介護保険法第76条第1項の規定による検査）において、勤務実態のない者が勤務していたかのように装った勤務実績表を提出し虚偽の報告を行った。また、勤務実態のない者が行ったとするサービス提供

記録及び同人の資格者証の写しを提出し、もって、虚偽の報告をした。

④ 法令違反

【介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号】

第 1 号訪問事業と一体的にサービス提供を行うことができる訪問介護において、上記①、②ア、③に記載のとおり、介護保険法に違反した。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市に対し、平成 29 年 11 月から令和元年 9 月まで不正に請求し受け取った介護給付費 7,469,023 円を返還させるほか、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（介護保険法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。